平成２１年（フ）第２６８号
長野県上田市長瀬2589番地
破産者　小倉　正矢
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第９４号
兵庫県三田市友が丘３丁目12番地15
破産者　井野　敏治
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６００号
神戸市東灘区本山中町３丁目６番23号ＴＭ本山ハイツ３Ｂ号
破産者　明石加代子
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７号
香川県観音寺市豊浜町姫浜764番地１
破産者　壷井　勝利
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第９号
香川県三豊市高瀬町上勝間3270番地90
破産者　大西　節子
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第７３号
高知県須崎市神田191番地の１
破産者　明神　品惠
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第３３３号
沖縄県豊見城市字豊見城116番地の２　コーポ石川105号
破産者　兼城　雅一
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２１０号
札幌市西区発寒８条11丁目１番27―203号
破産者　森　　一広
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９号
北海道旭川市永山６条23丁目３番10号
破産者　砂田　充敏
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３９１号
北海道帯広市東６条南10丁目６番地　クラックス第１帯広ハイム505号室、破産手続開始時の住所北海道中川郡幕別町札内北町16番地１　レオパレスアーク204号室
破産者　草場　義弘
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
北海道中川郡池田町字旭町１丁目８番地の６
破産者　酒向　宣雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
岩手県一関市大東町沖田字小林18番地
破産者　小山　一志
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１５１号
東京都西多摩郡日の出町大字平井210番地11　メイプル101号室、開始決定時の住所岩手県一関市大東町摺沢字摺沢駅12番地
破産者　加藤　孝吾
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第２９９号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目27番22号　ちよさき荘１―102
破産者　佐藤恵津子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２１５号
神奈川県横須賀市久比里２丁目14番５号　スズキハイツ202、開始決定時の住所神奈川県横須賀市長沢２丁目23番16号
破産者　渡邉　　力
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２７１号
千葉県安房郡鋸南町元名174番地１
破産者　伊東　政信
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１７１号
兵庫県西宮市樋之池町７―３　オクトス夙川３番館410号室、開始決定時の住所金沢市つつじが丘13番地
破産者　谷口　慶一
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所